

環境と共生する都市づくりに関する支援制度（神奈川県／県央・湘南都市圏）

2 雨水浸透・貯留、生ゴミ処理等に関する支援制度

(1) 雨水浸透ます・透水性舗装に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	○雨水浸透ます設置助成金交付事業 (1) 市内の建物において、雨水浸透ますを2基以上設置すること。 (2) 敷地面積500平方メートル未満の土地の建物で、売買を目的としない住宅、店舗、工場等であること。	・新設の場合 1基7,000円 ・既設を認定製品に交換する場合 1基10,000円 ※助成の対象は4基まで。	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/ge_suido/1004549/1004556/1004557.html	下水道経営課	042-707-1890 (内線 3326)
秦野市	○家庭用雨水浸透ます設置補助金交付事業 家庭用雨水浸透ます設置補助金。自己の居住のために使用する住宅又は事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねる住宅の所有者	設置費用の1/2の額。1基当たり12,500円で4基まで。	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000668/index.html	経営総務課	0463-81-4113
座間市	○座間市雨水浸透施設等設置助成金 ・雨水浸透ます 同一敷地内に2基以上の雨水浸透ますを設置すること ・雨水浸透トレンチ 新設又は既存の雨水浸透ますに1メートル以上の雨水浸透トレンチを接続すること ・浸透性アスファルト舗装 100平方メートル以上の駐車場に浸透性アスファルト舗装を施工すること	・雨水浸透ます 1基当たり12,500円(2基～4基) ※重点的涵養推進区域は1基当たり17,000円(2基～4基) ・雨水浸透トレンチ 1メートル当たり6,500円(20メートルまで) ・透水性アスファルト舗装 1平方メートル当たり500円(100～500平方メートルまで)	https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1375947484326/index.html	環境政策課	046-252-8214

(2) 雨水貯留・利用に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
平塚市	○雨水貯留施設利用促進事業 自ら居住する住宅に、雨水貯留槽施設（容量が100リットル以上あり、集水管、本体及び排水管で構成されるもの）を設置又は浄化槽転用雨水貯留槽施設（公共下水道に接続の際に、不用となる既存の浄化槽を転用して、集水管、本体、ポンプ設備（固定式）、散水設備及び排水管で構成されるもの）を設置する市民の方	・雨水貯留槽施設 本体購入価格の1/2以内の額（限度額30,000円） ・浄化槽転用雨水貯留槽施設 設置工事費用の1/2以内の額（限度額40,000円）	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page-c_02774.html	下水道経営課	0463-23-1111 (内線 2448)
藤沢市	○浄化槽雨水貯留施設転用工事費助成 ・公共下水道処理区域内で排水設備を設置することにより不要となった浄化槽の機能を廃止し雨水貯留施設に転用すること。 ・雨水貯留施設を利用するためのポンプ（固定式のもの）を同時に設置すること。 ・助成を申請する人が下水道使用料及び受益者負担金、市税等を滞納していないこと。	改造工事1件につき40,000円	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gesui-so/machizukuri/gesuido/haisui/documents/usuitennyou.pdf	下水道総務課	0466-25-1111 (内線 4512)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
藤沢市	○雨水貯留槽購入費補助事業 ・自ら居住する住宅に、雨水貯留槽（容量が100リットル以上600リットル以下で、雨どいから貯留し、貯留した雨水を利用するための排水装置があり、耐久性のある素材の地上据置型のもので、未使用品であること）を設置する市民 ・市税等に滞納がないこと	本体購入価格の1/2で上限15,000円	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyous/machizukuri/kankyo/hojo/usui.html	環境総務課	0466-50-3529
茅ヶ崎市	○遊水機能土地保全補助金 次のいずれかに該当する土地の所有者。 (1) 500平方メートル以上の土地（連単している土地の合計面積が500平方メートル以上のものを含む）で、1,000平方メートルあたりおおむね200立方メートル以上の保水能力を有するもの (2) おおむね100立方メートル以上の保水能力を有する土地で、浸水被害の防止又は軽減に有効であると市長が認めるもの	1平方メートル当たり年50円×1/2	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kurasi_gesuido/amamizu/1035245.html	下水道河川建設課	0467-82-1111 (内線1381)
大和市	○大和市雨水貯留槽購入費補助制度 大和市内に、市が指定する雨水貯留槽を設置される方（ただし国及び地方公共団体及びそれらが出資している法人を除く） なお、補助の対象となる雨水貯留槽は、同一人につき年度内に2基まで、かつ建物1棟につき2基まで	雨水貯留槽1基につき、本体取得価格の1/2以内 (ただし1,000円未満の端数は切捨てで、30,000円を限度とする)	http://www.city.yamato.lg.jp/web/g-seibi/usui-tanku.html	都市施設総務課 事業調査係	046-260-5406
海老名市	○海老名市中小企業振興支援事業（環境施設設置） ・雨水を貯溜し、水洗トイレの洗浄水、空調冷却塔への補給水、散水等に活用する施設で、有効貯水量10立方メートル以上のもの（ただし、専ら防火用水を目的としたものを除く。） ・事業完了前までに申請すること。	設置に要する費用。1施設につき500,000円	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.html	商工課	046-235-4843
座間市	○座間市雨水浸透施設等設置助成金 ・雨水貯留槽 雨水の地下浸透がなされている雨樋から接続すること	・本体価格の1/2の額 (1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て。上限25,000円、1基)	https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1375947484326/index.html	環境政策課	046-252-8214
寒川町	○雨水貯留槽設置助成制度 ・雨水貯留槽の設置 寒川町内に雨水貯留槽を設置する個人及び事業所で下水道使用料、町税を滞納していないこと。 一建物につき4台まで。	・雨水貯留槽の設置 雨水貯留槽本体取得額の1/2（ただし1,000円未満の端数切捨て。1台当たり30,000円を限度）	http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/toshikensetsu/gesuikanri/info/gesuido/1361093558929.html	下水道課管理担当	0467-74-1111 (内線335)
	○浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成制度 ・浄化槽の転用工事 公共下水道処理区域内で浄化槽を機能廃止し雨水貯留施設に転用する場合。 雨水貯留施設を利用するためのポンプを同時に設置する場合。 助成の申請をする人が町税、下水道使用料を滞納していない場合。	・浄化槽の転用工事 転用工事1件につき40,000円	http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/toshikensetsu/gesuikanri/info/gesuido/1361093558929.html	下水道課管理担当	0467-74-1111 (内線335)

(3) コンポスター・電動生ゴミ処理機等に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○生ごみ処理容器助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用の2,000円を超える生ごみ処理容器1世帯に1台まで（コンポスト化容器・密閉式容器・土壌混合式は2台まで） ※ディスポーザー等の排水口に直接取り付ける機器は除く。 ・5年以内に生ごみ処理容器購入助成を受けていないこと。 ・指定販売店で購入する方法と個人申請の方法（領収書必須）あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入金額の1/2以内（100円未満切捨て） ・限度額30,000円 	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/ecycle/katei/1008340.html	資源循環推進課	042-769-8245 (内線2852)
	<p>○生ごみ4R推進活動補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出る生ごみの4R（発生抑制、排出抑制、再利用、再生利用）に取り組む、市内在住の5世帯以上の団体又はグループ ・家庭における生ごみ4Rの推進に必要な経費を対象。ただし、人件費的経費、他の助成制度の適用がある経費などは対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1グループ・団体あたり50,000円又は事業費（活動費）に1/2を乗じた額のいずれか低い額 ・交付期間は3年間を限度 	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/ecycle/katei/1008341.html	資源循環推進課	042-769-8334 (内線2822)
平塚市	<p>○平塚市生ごみ処理器設置事業（コンポスター斡旋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、居住しているもの ・1設置者2個まで ・購入後5年以上経過 	<p>個人購入負担金</p> <p>70型：2,500円、130型：2,500円、190型：2,900円</p>	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_01178.html	環境政策課 資源循環担当	0463-23-1111 (内線2120)
藤沢市	<p>○ごみ減量推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理器（コンポスト容器・キエーロ）の斡旋 市内在住者に1世帯につきコンポスト容器は2個、キエーロは1個まで斡旋価格で販売 ・家庭用電動生ごみ処理機 市内在住（法人を除く）の方で、市内の指定店で購入する場合、1世帯につき1台までを補助 ※生ごみを砕いて下水道に流すディスポーザーは対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理器（コンポスト容器・キエーロ） 斡旋価格：通常価格の1/4以下の金額で販売 ・家庭用電動生ごみ処理機 指定店の販売価格（稼働時に最低限必要で、本体と一括購入した基本材や微生物等の購入代金及び消費税を含む。ただし運搬・設置費用は含まない）の、3/4以内で上限額35,000円。 	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kurashi/gomi/hojo/index.html	環境総務課	0466-50-3529
茅ヶ崎市	<p>○生ごみ処理容器設置事業</p> <p>○ごみ減量化・資源化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト容器の配付 市内在住者に1世帯につき2台まで低負担額で提供 ・家庭用生ゴミ処理機（手動式・電動式）購入費補助 市内に住所（住民登録）を有し、処理機を維持管理する個人に対して、購入費の一部を助成（1世帯につき1台まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト容器 購入負担金1,000～3,000円 ・家庭用生ゴミ処理機（手動式・電動式） 購入金額の1/3（ただし上限25,000円） 	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/recycle/1003313.html	資源循環課	0467-82-1111 (内線1222)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
秦野市	<p>○家庭用生ごみ処理機購入費補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人購入 <p>[生ごみ処理機(電動・非電動)]</p> <p>市民が購入する家庭用生ごみ処理機(電動式、非電動式(コンポスト容器を含む)で、購入後に補助金を申請者の口座に振り込む場合は購入店を問わない(予め半額で購入できる制度もあり、この場合は市内の指定店での購入に限る)。</p> <p>電動式の場合は1世帯につき1基、非電動式の場合は2基。買い替えの場合は、過去に市の補助制度を利用して生ごみ処理機を購入した世帯に限り、購入費の補助に加え、維持管理費の一部を上乗せし補助する。</p> <p>[ディスポージャー]</p> <p>指定の販売店で購入し、設置したディスポージャーが補助の対象。購入費の補助に加えて、設置工事費も補助する。(秦野市下水道条例で確認を受けたディスポージャーに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同購入 <p>自治会、集合住宅など、近隣の20世帯以上で構成される団体が共同で購入する業務用生ごみ処理機。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人購入 <p>[生ごみ処理機(電動・非電動)]</p> <p>購入費の3/4(上限額50,000円)</p> <p>維持管理費は、一律15,000円</p> <p>[ディスポージャー]</p> <p>購入費の1/2(上限額40,000円)</p> <p>設置工事費の3/4(上限額20,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同購入 <p>購入費の3/5(工事費含む)</p> <p>(上限額2,000,000円)</p>	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/100100000322/index.html	環境資源対策課 資源化推進担当	0463-82-4401
厚木市	<p>○厚木キエーロ購入費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、現に居住している者で、自らの責任において厚木キエーロを自らの所有地又は所有地に準ずる所に設置することができるもの 市税の滞納がない者 1世帯当たり2台までとする。ただし、厚木キエーロ購入後5年を経過しての買換えは補助対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 本体価格の5分の4(限度額は、1台当たり2万円) 	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/kankyou/josei/d041303.html	環境事業課	046-225-2793 (直通)
大和市	<p>○生ごみ処理容器等設置支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内在住の方。 ※住民票等で居住が確認できない場合は対象になりません。 市内で同一事業を1年以上営み、引き続き営む事業者の方。 生ごみ、庭木の剪定枝、落葉等の処理のために活用し、生み出されるたい肥等について有効活用できる方。 市税等の未納がない方。 過去に補助を受けたことのある方については、同一補助対象品目を購入した日から5年以上が経過している方。 <p>※過去5年以内に「生ごみ処理容器等設置費補助」を受けた場合は、同一補助対象品目の補助申請をすることができません。</p> <p>※別の補助対象品目の申請に対してはこの制限はありません。</p> <p>例) 過去にコンポストを購入して補助を受けた方が、電動生ごみ処理機の補助を申請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器(非電動) <p>補助率 9/10の金額で限度額以内</p> <p>補助限度額 5,000円(100円未満切捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電動式生ごみ処理機 <p>補助率 3/4の金額で限度額以内</p> <p>補助限度額 50,000円(1,000円未満切捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガーデンシュレッダー <p>補助率 3/4の金額で限度額以内</p> <p>補助限度額 30,000円(1,000円未満切捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内自治会がガーデンシュレッダーの購入の場合の補助 <p>補助率 3/4の金額で限度額以内</p> <p>補助限度額 60,000円(1,000円未満切捨て)</p>	http://www.city.yamato.lg.jp/web/shuushu/namagomi.html	収集業務課 資源循環係	046-269-7343
伊勢原市	<p>○ごみ減量化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器 <p>1世帯1基まで(ただし、コンポスターは1世帯につき2基まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電動式生ごみ処理機 <p>市内在住の市民で、家庭用に設置する電動式生ごみ処理機(メーカー不問)</p> <p>1世帯1台まで</p> <p>※生ごみを砕いて下水道に流すディスポージャーは対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市販されている生ごみ処理容器 <p>購入金額の1/2以内(限度額10,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電動式生ごみ処理機 <p>購入金額の1/2以内(限度額30,000円)</p> <p>※設置費、運送費用、消費税は対象外。</p>	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2016072100027/	環境美化センター	0463-94-7502

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
海老名市	○海老名市生ごみ処理機設置費補助金 ・市内に住所を有し、現に居住している者又は市内に事業所を有する者 ・処理機を補助対象者の居住場所若しくは事業所又は補助対象者が市内に所有し、若しくは管理する土地に設置できるもの ・海老名市市税条例第3条に規定する市税及び海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例別表第1に掲げる一般廃棄物の処理手数料を滞納していない者	・電動式 購入金額の3/4とし、50,000円を限度 ・非電動式 1台につき、購入金額の3/4とし、1台につき、20,000円を限度 補助対象数は、1世帯又は1事業所につき、電動式は1台、非電動式は2台まで	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/recycle/namagomi/1003357.html	環境課	046-235-4923
座間市	○生ごみ処理機等購入費補助金 市内在住者で処理機の維持管理及び堆肥化したものを自己処理できる人に対し、購入費の一部を補助（生ごみ堆肥化容器は1世帯当たり2台、電動式生ごみ処理機は1世帯当たり1台）	・生ごみ堆肥化容器（キューロ、コンポスト等） 購入金額の9/10（100円未満切捨て、上限20,000円） ・電動式生ごみ処理機 購入金額の3/4（100円未満切捨て、上限50,000円）	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1363234354275/index.html	資源対策課	046-252-7985
綾瀬市	○生ごみ処理容器補助制度 ・市内に住所を有する個人又は事業所（小規模企業者）で、処理容器が設置でき、継続的に処理容器を使用する方。 ・市税等の未納がない方。 ・綾瀬市暴力団排除条例第2条第2項から第5項の規定に該当しない方。	・コンポスト ・EM容器 ・電動式生ごみ処理容器 購入金額（消費税抜）の9/10補助（1世帯当たり限度額50,000円） 購入時の送料及び販売店のポイントによる購入は対象金額には含みません	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000018200/hpg000018186.htm	リサイクルプラザ	0467-70-5667
寒川町	○寒川町消滅型生ごみ処理機の販売に関する要綱 ・販売 消滅型生ごみ処理機 町内に在住する人で、自宅でキューロを設置する人	キューロ販売価格 3,000円	http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyokeizai/kankyoshigenhaikibutsu/info/gomi/namagomishoriki/1394326289999.html	環境課 資源廃棄物担当	0467-74-1111 (内線434)
大磯町	○生ごみ処理容器（コンポスター、キューロ、ミラコンポ）斡旋 町内に在住する個人に対して、生ごみ処理容器を斡旋（1世帯につき2基まで）	1,300～1,500円（コンポスター斡旋価格） 3,100と3,600円の2種類（キューロ斡旋価格） 1,800円（ミラコンポ2基セット斡旋価格）	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/gomi/genryou_sigenka/1358492423516.html	環境課 廃棄物係	0463-72-4438
	○電動生ごみ処理機購入費補助制度 町内に在住する個人に対して、指定販売店で登録された電動生ごみ処理機を購入する場合に補助（1世帯につき1基まで）	販売価格の1/2（限度額40,000円）	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/gomi/genryou_sigenka/1358492423516.html	環境課 廃棄物係	0463-72-4438

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
二宮町	<p>○生ごみ処理機購入補助金制度</p> <p>町内に在住する人に対して、生ごみ処理機購入費の一部を助成。</p> <p>1世帯につき電動型1台、非電動型2台まで。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非電動型：購入価格の90パーセント（上限20,000円） ・電動型：購入価格の75パーセント（上限20,000円） 	http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/seikatsukankyo/seikatsukankyo/s01/1447122341768.html	<p>生活環境課</p> <p>生活環境班</p>	<p>0463-71-3311</p> <p>(内線210)</p>
愛川町	<p>○生ごみ処理器等購入費補助金</p> <p>町内に在住する人に対して、生ごみ処理機器購入費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥式処理器（1世帯につき2基まで） ・密閉式処理容器（1世帯につき2基まで） ・愛川キエーロ（1世帯につき2基まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥式処理器：購入費の9/10(上限4,500円) ・密閉式処理容器：購入費の9/10(上限2,700円) ・愛川キエーロ：購入費の9/10(上限24,100円) 	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/benri/guide/gomi_kankyou/recycle/hinmoku/1427605796253.html	<p>環境課</p> <p>廃棄物対策班</p>	<p>046-285-2111</p> <p>(内線3513)</p>